



靴 の サ イ ズ

JIS S 5037 : 1998

(2004 確認)

平成 10 年 8 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されています。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS S 5037-1994は改正され、この規格に置き換えられる。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 58.8.1 改正：平成 10.8.20

官 報 公 示：平成 10.8.20

原案作成協力者：全日本履物団体協議会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 消費生活部会（部会長 小見山 二郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部消費生活規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

靴のサイズ

S 5037 : 1998

Sizing system for shoes

序文 この規格は、1991年に第1版として発行されたISO 9407, Shoes sizes—Mondopoint system of sizing and markingとの整合性を図って1994年に改正発効したJIS S 5037を、さらに今回一部改正したものである。1994年の改正に当たっては、対応する部分（表示の方法）については、技術的内容を変更することなく作成したが、対応国際規格には規定されていない規定項目及び規定内容が日本工業規格には存続している。今回の改正は、付表2 女子用サイズにF（足幅・足幅）を追加したものである。

1. 適用範囲 この規格は、一般歩行用の靴のサイズ（以下、サイズという。）について規定する。

なお、一般歩行用以外の靴についてもこの規格を準用するとよい。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 9407 Shoes sizes—Mondopoint system of sizing and marking

2. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする（付図1参照）。

- a) **足長** 平らで水平なところに直立し、両足を平行に開いて平均に体重をかけた姿勢のときの、かかとの後端〔しょう（踵）点〕から最も長い足指の先端までの距離。
- b) **足幅** 足長の測定をするときと同じ姿勢の足の踏み付け部の第1指の付け根〔けい（脛）側中足点〕と第5指の付け根〔ひ（腓）側中足点〕を取り巻く長さ。
- c) **足幅** 足長の測定をするときと同じ姿勢の足の踏み付け部の第1指と第5指の各々の付け根に接する垂線間の水平距離。
- d) **男子用** 原則として、12歳以上の男子。
- e) **女子用** 原則として、12歳以上の女子。
- f) **子供用** 原則として、11歳以下の男児及び女児。

3. サイズ サイズは、足長と足幅又は足長と足幅で表し、原則として付表1～3のとおりとする。**4. 表示の方法** 表示は、次のとおり行う。

- a) サイズの表示は、次のいずれかによって行う。

1) **足長（cm）と足幅（記号）を表示する場合** 表示の構成は、次のいずれかによる。

表示は、長方形、円形又はだ円形に囲ってもよい。また、0.5 cmは .5, $\frac{1}{2}$ 又は $\frac{1}{2}$ で表示する。